

第2 消防用設備等の設置単位

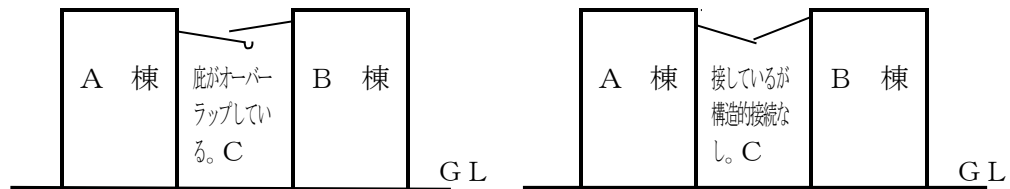
- 1 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

※ 1) 棟とは、原則として独立した一の建築物（屋根及び柱若しくは壁を有するもの）又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。

（第2－1図参照）

（例1）

（例2）



※ C部分の用途に係わらず、例1及び例2いずれの場合も構造的に接続されていないため、A棟とB棟は別棟扱いとなる。

第2－1図

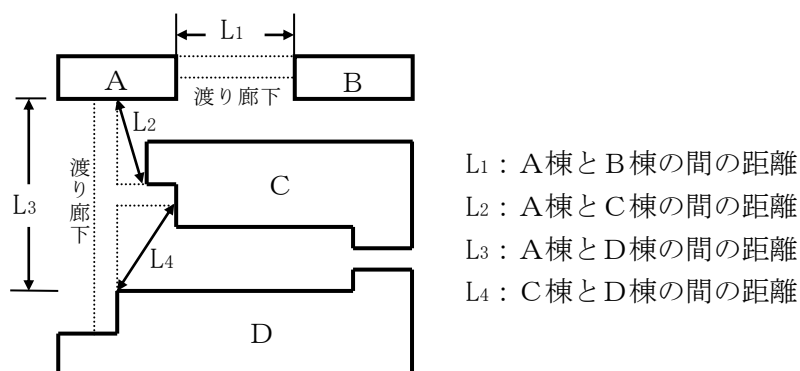
- 2) 本基準に適合する場合は、原則として政令別表第1の適用にあたって別の防火対象物として扱うものであること。
- 3) 原則として、建築物と建築物がエキスパンションジョイントで接続されているものは、本基準の適用に際しては、構造的に接続されているものとして取り扱うこと。ただし、構造上独立している直接外気に開放された渡り廊下等で、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているもの（一の建築物から発生した火災が、渡り廊下を介して延焼するおそれがないもの及び建築基準法施行令第5章の避難施設等の規定について、各々の建築物内で適合しているものに限る。）を除く。
- 2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟であること。
- ただし、次のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。
- (1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合
- ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。
- イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。
- ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6m、2階以上の階にあつては10mを超えるものであること。ただし、次の①から③までに適合する場合は、この限りでない。

※ 1) (1)の規定が適用されるものについても、③. aに規定する開放式の渡り廊下の場

合を除き、原則として次により指導すること。

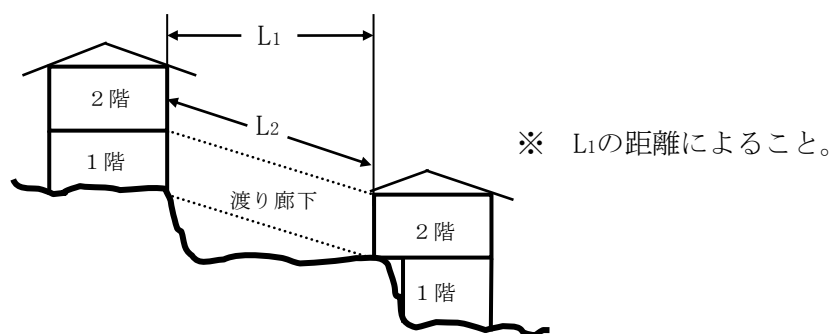
- i) 建築物の両端の接続部分には、防火設備を設けること。
 - ii) 渡り廊下の構造は、準不燃材料で造られたものとする。
- 2) 建築物相互間の距離は、次によること。
- i) 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離によること。

(第2-2図参照)



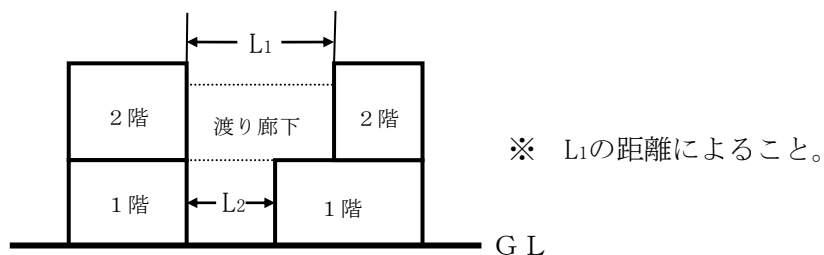
第2-2図 建築物相互間の距離

- ii) 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合の距離は、水平投影距離によること。(第2-3図参照)



第2-3図 建築物相互間の距離(高低差がある場合)

- iii) 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離によること。(第2-4図参照)



第2-4図 建築物相互間の距離

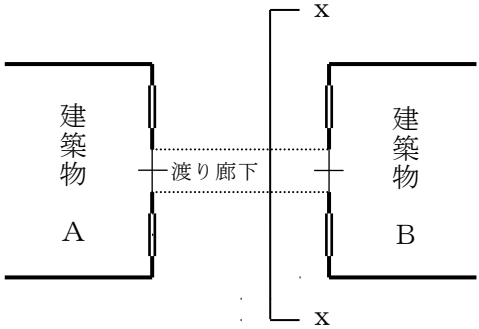
- ① 接続される建築物の外壁及び屋根(渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の②において同じ。)については、次のa又はbによること。

- a 耐火構造又は防火構造で造られていること。
- b a 以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造の塀その他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

※ スプリンクラー設備又はドレンチャー設備の技術上の基準は、政令第12条第2項の基準の例によること。

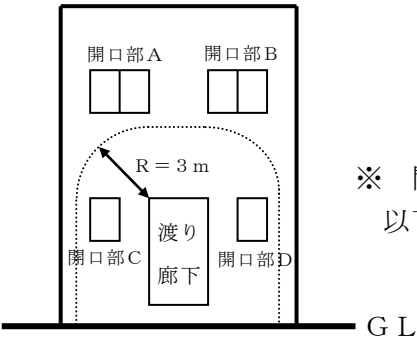
- ② 前①の外壁及び屋根には、開口部を有しないこと。ただし、面積 4 m^2 以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。

※ 面積 4 m^2 以内の開口部とは、第2－5図のようにAとBの防火対象物が接続する場合、A側又はB側の開口部面積の合計がそれぞれ 4 m^2 以下のものをいうものであること。（第2－6図から第2－8図まで参照）



平面図
第2－5図

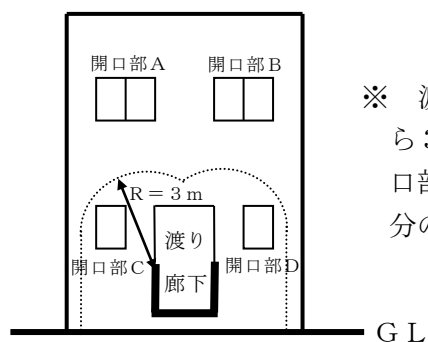
（渡り廊下が屋内的形態の場合）



※ 開口部C及びDの面積の合計が 4 m^2 以下

X－X断面
第2－6図

(渡り廊下が吹き抜け等の開放式の場合)

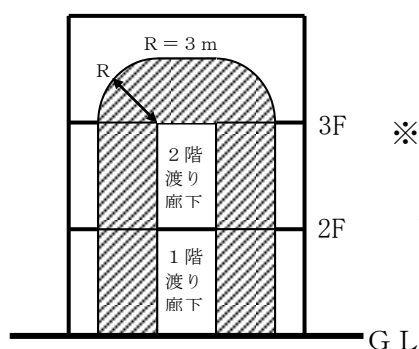


※ 渡り廊下本体が接続している部分から 3 m 以内にある開口部が該当し、開口部 C 及び D 並びに渡り廊下の接続部分の開口部の面積の合計が 4 m² 以下

X-X 断面

第 2 - 7 図

(渡り廊下が複層階に接続する場合)



※ 斜線部分の他、1 階にあつては 2 階の、2 階にあつては 1 階の渡り廊下の接続部分の開口部も含めた面積の合計が 4 m² 以下

第 2 - 8 図

③ 渡り廊下については、次の a 又は b によること。

a 吹き抜け等の開放式で、建築物との接続部には防火設備が設けられていること。

※ 開放式の渡り廊下は、次のいずれかに適合するものであること。

- 1) 建築物相互間の距離が 1 m 以上であり、かつ、廊下の両側の上部が天井高の 1/2 又は 1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの
- 2) 建築物相互間の距離が 1 m 以上であり、かつ、廊下の片側の上部が天井高の 1/2 又は 1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ、廊下の中央部に火災及び煙の伝送を有効に遮る構造の垂れ壁を設けたもの

b a 以外のものについては、次の (a) から (d) までに適合するものであること。

(a) 建築物相互間の距離は、1 m 以上であること。

(b) 建基政令第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

(c) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも 4 m² 以下であり、当該部分は、防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

※ 防火設備がシャッターである場合は、当該シャッターに近接して建基政令第 112 条第 14 項第 2 号で定める防火戸を設けること。

(d) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際、容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつては、この限りでない。

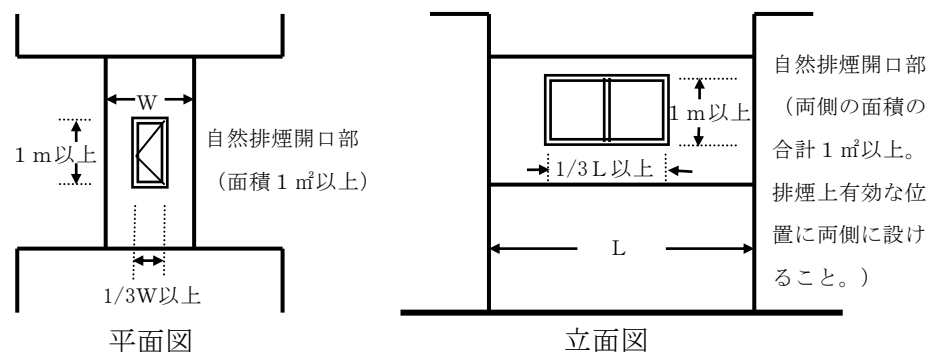
(7) 自然排煙用開口部については、その面積の合計が 1 m^2 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の $1/3$ 以上の幅で長さ 1 m 以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の $1/3$ 以上の長さで、高さ 1 m 以上のもの、その他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。（第2－9図参照）

※ 1) 渡り廊下の外壁面に設ける自然排煙口の位置は、天井面から 1.5 m 以内とすること。

2) 渡り廊下の長さは、廊下の幅員の中心を通る線にて測定すること。

（開口部を屋根に設ける場合）

（開口部を外壁に設ける場合）



第2－9図

(イ) 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては、非常電源が付置されていること。

※ 1) 機械排煙設備は、減圧方式又は加圧方式とし、減圧方式にあつては、排煙風量が 1 秒間に 6 m^3 以上の能力を有するもので、排煙口の大きさは、廊下幅員の幅で長さ 10 cm 以上とすること。又加圧方式にあつては、水柱圧力が 2 mm 以上の能力を有するものとすること。

2) 排煙設備の非常電源は、Ⅲ. 第5 非常電源の基準の例によること。なお、この場合非常電源の種別は、省令第12条第4号かっこ書きの規定を適用しないことができるものであること。

(2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次のア又はイに適合する場合

※ 1) 天井部分が直接外気に常時開放されているものとは、当該連絡路の天井部分の全てが開放されているもの又は当該連絡路の天井の長さが概ね 2 m にわたって幅員の大部分が開放されているものをいうものであること。

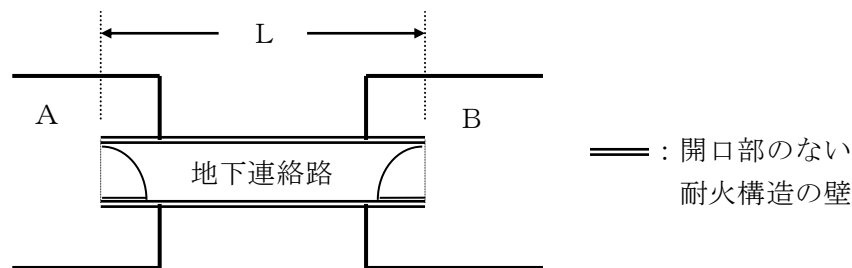
2) 側壁部分が開放されているものは、前1の開放式の渡り廊下の基準によるものであること。

ア 連絡路の長さが20m未満の場合は、次の①から⑧までに適合するものであること。

- ① 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分进行いう。）の主要構造部は、耐火構造であること。
- ② 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。
- ③ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。
- ④ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6 m以上であり、その幅員は6 m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャ―設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

※ 第2-10図において建築物A、B相互間の地下連絡路の長さは、Lによること。

なお、スプリンクラー設備等を設けた場合であっても、連絡路の長さは努めて2 m以上となるよう指導すること。



第2-10図

- ⑤ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- ⑥ 前⑤の出入口の開口部の面積は、4 m²以下であること。
- ⑦ 前⑤の出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。
- ⑧ 地下連絡路には、(1). ウ. ③. b. (d) により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

イ 連絡路の長さが20m以上の場合は、前ア. ①. ②. ③及び⑤並びに次の①及び②に適合するものであること。

- ① 地下連絡路の幅員は6 m未満であること。
- ② 接続部には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。

- (3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからオまでに適合する場合
(第2-11図参照)

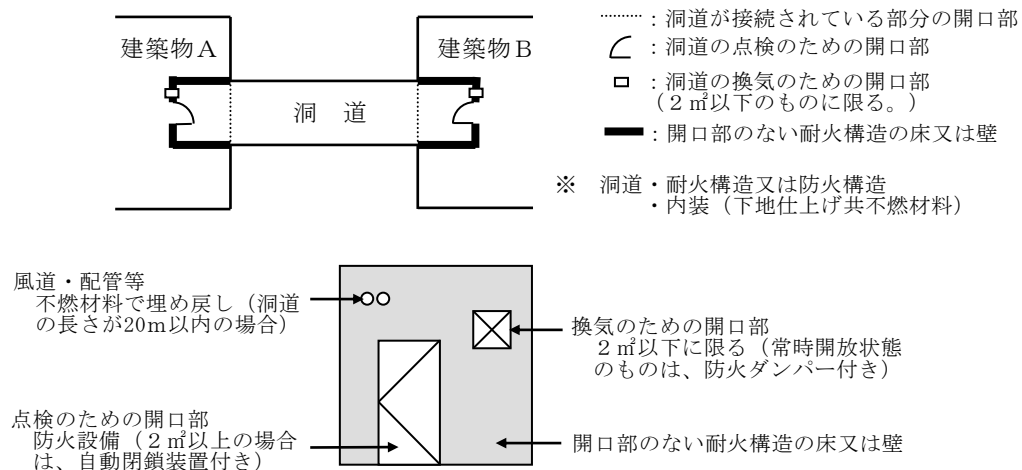
ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2 m²以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

イ 洞道は、耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。

エ アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火設備（開口部の面積が2㎡以上のものにあつては、自動閉鎖装置付きのものに限る。）が設けられていること。

オ アの換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。



第2-11図

(4) 建築物と建築物が輸送システム（ベルトコンベア等を使用して物品等を運搬するシステムで、当該ベルトコンベア等の上部に屋根等の覆いがあり、点検時等を除き、常時は無人の状態であるものをいう。）で接続されている場合で、次のアからエまでに適合する場合

ア 輸送システムは、建基政令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他（ベルトその他これに類するものを除く。）の部分为准不燃材料で造ったものであること。

イ 輸送システムの建築物との接続部分に設けられた開口部の面積は、いずれも4㎡以下であること。ただし、当該開口部に火災が発生した場合に閉鎖することができる特定防火設備又はドレンチャー設備等を設けた場合にあっては、この限りでない。

ウ 輸送システムは、当該輸送システム内又は接続する建築物において火災等が発生した場合には、直ちに停止できる措置が講じられていること。

エ 輸送システムの建築物相互間における長さが、20mを超えるものであること。ただし、次の①及び②の措置が講じられた場合にあっては、この限りでない。

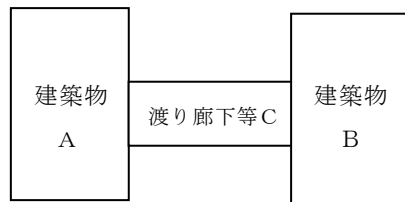
① 建築物の両端の接続部分に設けられた開口部の面積は、いずれも4㎡以下とし、かつ、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設けること。ただし、当該部分にドレンチャー設備等を付置し、延焼防止上有効に防護した場合にあっては、開口部の面積を4㎡以下としないことができるものであること。

② 接続される建築物の外壁及び屋根（輸送システムの接続部分から、それぞれ3m以内の部分に限る。以下同じ。）については、次のaからcによること。

a 耐火構造又は防火構造で造られていること。

- b a以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造の塀その他これらに類するもので延焼防止上有効に防護されていること。
- c 外壁及び屋根には、開口部を有しないこと。ただし、4 m²以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあっては、この限りでない。

※ 前(1)から(4)までの規定により別棟扱いとなった場合の各棟の取り扱いは、次によること。
(第2-12図参照)



第2-12図

- ① 渡り廊下等の両端の接続部に防火設備が設置された場合は、A、B、C棟の3棟扱い
- ② 渡り廊下等の両端の接続部に防火設備が設置されない場合は、Cの面積をA棟とB棟で按分し、CはA棟とB棟の共用部扱い

3 前2によるほか、建築物と建築物の接続が次のいずれかに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

- (1) 建築物と建築物が固定的な構造でない雨どいを共用する場合
- (2) 建築物と建築物が地下コンコース、公共用地下道（地下街の地下道を除く。）を介して接続しているもので次のアからウまでに適合する場合
 - ア 接続する部分の一の開口部の面積は、概ね20m²以下であること。ただし、当該開口部の直近が、外気に有効に開放されている場合にあっては、この限りでない。
 - イ 前アの開口部には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。
 - ウ 前イの特定防火設備がシャッターである場合は、直近に建基政令第112条第14項第2号に定める防火戸が設けられていること。ただし、当該シャッターが2段降下方式等避難上支障がない場合にあっては、この限りでない。

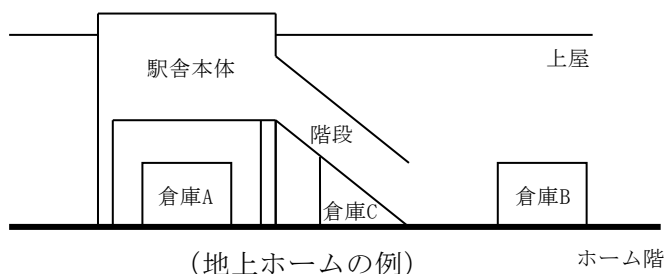
4 その他

防火対象物の接続が、その特殊性から前2又は前3に掲げる方法によりがたいもので、火災の延焼拡大の要素が少ないもの又は社会通念上から同一の防火対象物として取り扱うことに不合理を生ずるものについては、防火対象物ごとに検討するものであること。

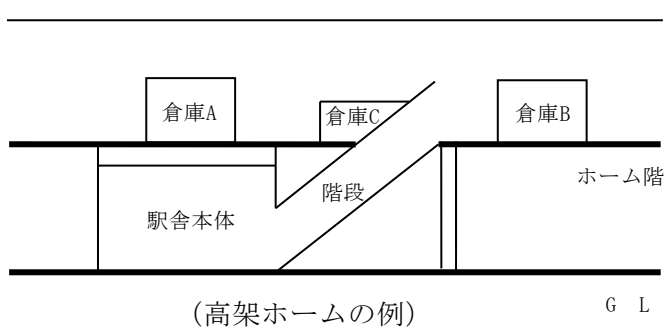
5 駅舎の設置単位等

(1) 設置単位

床面積に算入しないことができるプラットホーム（第3 床面積及び階の取り扱い1. (5). ア参照）上に設けられた売店、詰め所並びに倉庫等は、プラットホーム部分を地盤面とみなし、駅舎本体と構造的に接続されていない場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。（第2-13図参照）



- ※ 1 倉庫A及び倉庫Bは、駅舎本体と構造的に接続されていないため別棟扱い
 2 倉庫Cは、駅舎本体（階段）と構造的に接続されているため同一棟扱い

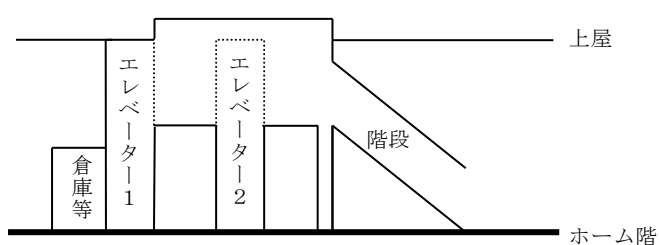


第2-13図

(2) コンコース上の消防用設備等の取り扱い

ア 消火器

- ① コンコース上に設置することが管理上困難な場合にあつては、仮にコンコース上に設置した場合に必要な本数を、駅務室等にまとめて設置することができること。
 ② 地上又は床面積に算入しないことができるプラットホーム上で、独立して設けられた昇降機及び階段部分は、当該階における当該部分を警戒するための消火器を設置しないことができること。（第2-14図参照）



- ※ 1 エレベーター1は、ホーム階において、倉庫等と一体であるため、ホーム階での消火器の警戒要
 2 エレベーター2及び階段は、ホーム階において、独立しているため、ホーム階での消火器の警戒不要

第2-14図参照

イ 屋内消火栓設備

前ア. ②を準用できるものであること。

ウ スプリンクラー設備

複合用途防火対象物のコンコースで、当該部分が(10)項以外の用途に按分される場合であっても、主たる用途が(10)項の通路と認められる部分にあつては、スプリンクラーヘッドを設けないことができること。（第2-15図参照）



- ※ 1 通路Aは、主たる用途を(10)項と認めず、スプリンクラーヘッド要
 2 通路Bは、主たる用途を(10)項と認め、スプリンクラーヘッド不要

第2-15図

エ 自動火災報知設備

- ① コンコースと一体化している階段（扉等が設置されたものを除く。）は、当該階段をコンコースの部分とみなし、感知器を設置しないことができること。
- ② 地区音響装置及び発信機の設置については、前ア. ②を準用できるものであること。
- ③ 感知器の設置について、前ウを準用できるものであること。

オ 誘導灯

ラチ内のコンコースで、通常時は使用しない避難口又は階段がある場合を除き、駅に設置される案内表示板等により避難方向が認識できると認められる場合には、誘導灯を設置しないことができること。

カ 売店及びCDコーナー等（以下「売店等」という。）の消防用設備等

- ① コンコース上においてワゴン販売等を行う売店等の部分は、スプリンクラーヘッド及び感知器の設置除外部分には、該当しないものであること。
- ② コンコース上においてユニットパネル等を用いて行う売店等の部分で、次の全てに該当するものは、当該内部にスプリンクラーヘッド、感知器及び非常放送用スピーカーを設置しないことができること。
 - a 売店等の構造は、駅舎本体の壁及び天井を共用せず、独立した形状であること。
 - b 一の売店等の面積は、概ね10㎡以下であり、売店等の一団の面積は50㎡以下とすること。
 - c 売店等の一団は、原則として6 m以上の離隔がとられていること。
 - d 売店等の内部には、従業員以外の者が立ち入らない（CDコーナー等で、従業員以外の者の使用する面積が概ね2 ㎡以下のものを除く。）使用形態であること。
 - e 売店等は、消火器及び屋内消火栓又は補助散水栓で有効に警戒されていること。
 - f 当該売店等の火災を有効に感知できるよう、当該コンコースの売店等の上部には、煙感知器を設置すること。